特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会慶弔規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会(以下「協会」という。)役員等 の慶弔に関し、相互の親和を図ることを目的とする。

(役員等)

- 第2条 この規則に定める役職員の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1)協会定款、第13条に定める役員
 - (2)協会定款、第20条に定める名誉会長、顧問、参与
 - (3)協会定款、第57条第2項に定める事務局職員
 - (4)協会会員の団体長

(範囲及び基準)

- 第3条 役職員が次の各号に該当するときは、慶弔金又は見舞金を贈るものとする。
 - (1)死亡弔慰

①役職員が死亡したとき

弔慰金 5,000 円・献花料 5,000 円

②配偶者が死亡したとき献花料

5,000 円

③子又は同居の父母が死亡したとき献花料 5,000円

(2)傷病見舞い

役職員が傷病のため入院7日を超える状況にあるとき 5,000円

同じ病気で入院した場合は初回のみ

(3)災害見舞い

役職員の住居が、災害により相当の損害を受けたとき

5,000円

(4)結婚

役職員が結婚したとき

祝電又はメッセージ

(5)前各号のほか、特に必要と認める事項については、会長が専務理事と協議し決定する。

(報告)

第4条 前条による該当者が発生した場合、加盟団体は速やかに事務局に報告する。

(その他)

第5条 この規則により慰問又は弔問を受けた者は、答礼を行わないものとする。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。